

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和6年12月11日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 田村委員長・有田副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
早川委員・西村委員・松岡委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月6日）から付託された事件（議案14件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時11分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和6年12月11日

総務産業常任委員長

田村大治郎

記録調製者

白井陽子

田村委員長 みなさん、おはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 14 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 9 号「長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 おはようございます。議案第 9 号につきましては、特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 おはようございます。私 1 点だけ、今回の条例改正に関しては、団員の報酬とかも後ほどたくさん出るとは思いますけど、定員に関して 1,070 人を 950 人とするということで、それぞれの地域で防災力であったりとか、コミュニティが弱体化していく中で、本当に住民の生命、財産を守るという観点では、消防署、消防団員、ここが私は本当に要であろうと。一昔前に比べても、そこを担うのは地域では消防団員しかいない、というふうな認識があるんですけど、人口減少する中で、ある一定の人数しかやはり必要なくなってくるという考え方もあるでしょうし、これによって消防力に影響する部分があるというふうな認識を持たれてるのか。それともそういったところをどうやってカバーしていくのか、団員数が 1 割ちょうど、1 割ぐらい減るわけですから、その見解だけ確認をしておきたいというふうに思います。

総務課長 団員数は人口減少に伴い、年々減少しておりまして、今後も大幅な増加が見込めないことから、現在の人口、人員数に即した定数に改めるものでございます。しかしながら、今後もほっちゃテレビや告知放送、広報紙などの活用、地元部隊による勧誘活動も積極的に行うことで、団員の確保に努めるとともに、団員数の少ない部隊につきましては、施設の集約や機能・性能の向上のため、部

隊の再編等を検討しながら消防団の充実強化を図っていきたいと考えております。これによりまして、消防団の強化につきましては、保たれるのではないかと考えております。

田中委員 おはようございます。一応確認なんですけれども、地方交付税の算定基準における本市の標準団員数っていうのは何人なのか、お尋ねします。

総務課長補佐 本市の標準団員数は 381 名でございます。

田中委員 その数は人口に基づく標準団員数の数を大幅に超える規模となっているんですけれども、現在、国による地方財政措置における特別交付税の措置はされているのか、お尋ねいたします。

庶務係長 現在、普通交付税が交付されておりますが、報酬改定により普通交付税の引き上げや特別交付税の措置があります。

西村委員 おはようございます。昨日もちょっと質問しましたけど、団長の報酬が 9 万 1,000 円から 8 万 2,500 円、それと副部隊長と班長が 3 万 7,000 円。同額なんですね。長門市独自でもし決められるもんなら、団長さんのほうをもう少しあげてもらうということと、3 万 7,000 円、副部隊長と班長が同額ですから、ちょっとこれ差をつけることができないものか、長門市独自でできるものでしたらですね。昨日は国の規定によるということで納得しましたけど、あれでももう一度聞いてみようかなと思って。よろしくお願いします。

総務課長 今回の改定につきましては、消防団員の処遇改善が目的でございます。その金額は昨日も申し上げましたとおり、それぞれ階級ごとの交付税単価に基づいております。今後、検討してまいりたいと思っております。

田中委員 今の関連なんですけれども、そもそもその消防団長の減額になった理由っていうのをお尋ねしたいんですけれども。

総務課長 交付税単価が 8 万 2,500 円と定められていることから、減額としたものでございます。

田中委員 すいません、よくわかってなくて聞いてしまうのかもしれないんですけれども、そうしなければいけないっていうことではないんですよね。

総務課長 そうしなくてはいけないものではございません。あくまでも交付税単価が今回 8 万 2,500 円と定められたことから、それに合わせて 9 万 1,000 円を 8 万 2,500 円に減額させていただいたものでございます。

田中委員 もう 1 点、副部隊長と班長の報酬なんですけれども、長門市消防団の組織等に関する規則には、副部隊長の職務は、部隊長を補佐し、部隊長に事故があるときは、その職務を代理するとあります。一方で、班長の職務っていうのは、団員と同じく、上司の命を受け、分担事務を処理するとあります。こうなると任務と責任って変わってくると思うんですが、今回の改正では従来差額があったものがなくなっております。その辺は、理由はやはり同じお答えでしょうか。

総務課長 そうですね。今回の改正額はあくまでも階級ごとの交付税単価に基づいておりまして、交付税単価は、部隊長と班長は同額の 3 万 7,000 円でございます。それで、間の副隊長に具体的な定めはございませんが、必然的に同額となっております。しかしながら部隊長は部隊を取りまとめる重要な階級であることから、3,000 円の増額としております。

田中委員 あくまでも確認なんですけれども、消防本部としましては、今言われましたそれぞれの班長と副部隊長の責任とか任務の重さというか、そういうのは違っているというふうには評価はされてるんでしょうか、

総務課長 評価しているところでございます。

重廣委員 おはようございます。これ施行日が来年の 1 月 1 日ということになってますよね。これ今まで、この前に改正されたということがありますか。これがいつ頃からの金額が継続されてきたのか。それについてご存じだったら伺いたいんですけれども。難しいですか。

総務課長 合併当初からの金額でございます。

重廣委員 合併当初ですね。約 20 年、これは継続してきたということですね。社会情勢等変わりました、人口減少含めて、団員の人数と金額を変えるという意味はよくわかりました。今、先ほど重村委員のほうからありましたけど、1,070 人から 950 人にすると、1,070 人の場合、今の定員は何割割れ、何パーセントぐらい人数がおるかという計算をされたことがありますか。それで 950 人にした場合、現状でいくと何パーセントになるのか。だから、この 950 人っていう数字を決めた理由が知りたいんですよ。将来的なことを見据えてということはあるでしょうけど、なぜ 950 人にされたのかについて説明をお願いします。

総務課長 現人員、現在の消防団員数は 1,070 名の定数から考えますと約 90 パーセント。950 人にした理由は、現在の実員数が 929 名であることから、950 名としたものでございます。

重廣委員 将来的なことを見据えて団員数の確保っていうのが目的の 1 つですよ。今、20 年経ってこの条例を変更されてます。社会情勢はどうなるか、20 年後ってわかりませんが、計画的に何年後にはまた見直すとか、そういう条例になるのか、それともその場その場で何か起きた時に変更してしまうのか。どういう考え方の条例になっているかについて、説明していただければと思います。

総務課長 処遇改善及び定数等につきましては、社会情勢に応じて見直していきたいと考えております。

重廣委員 社会情勢においてね。はい、わかりました。ということは、今、これ 20 年ぶりの改正というふうに 1 番最初に聞きましたけど、10 年後にまた改正する可能性もあると。もし人口が著しく少なくなった場合、そういうこともありうるというふうに認識してよろしいですか。

総務課長 お見込みのとおりでございます。

早川委員 おはようございます。先ほど田中委員からも言われたんですけれども、この団長の 9 万 1,000 円から 8 万 2,500 円、当然国の特別交付税措置等も考えられてると思うんですけれども、これを決められる中で、消防署の中では、これやっぱ減額するのはどうかっていう意見等とかがあってというのは全くなかったんでしょうか。

総務課長 消防署内では意見等もございましたが、消防団長のほうに相談させていただいて、ちょっと減額になるがということをお願いしましたところ、それは仕方ないねということで提案させていただきました。

早川委員 もう 1 つなんですけど、これ、そのまま据え置く場合は交付税、その差額は市が持たなきゃいけないっていう形になるんですか。そのまま措置されるんですか。

庶務係長 階級ごとの報酬は定められておりますが、全体での年額報酬、全団員に対しての年額報酬により交付税が算定されますので、団長の先ほど言われた差額についてっていう考えではないところでございます。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第 9 号の全般にわたりご質疑はありませんか。

重村委員 これ消防長のほうに見解をお尋ねします。今、この議案の審査で、やっぱり議会側からすると、20 年ぶりに処遇を改正されるわけですよ。その中で予算編成権っていうのは当然執行部側にあるっていうことは重々わかってますし、こういう議案を出されたっていうのは、いろんな観点から見て市民にも説明責任が取れる。それで、裏付けがきちんと交付税という大きな柱があって、示された単価っていうのを持ってこられてるというふうに思うんです。ですけど、例えばね、副部隊長っていうのは長門市の裁量でしょう、これ。だって、交付税の算定のところには副部隊長っていう記載はないわけですよ。だけど、長年長門市の中で副部隊長という存在もあり、そこに役員手当をきちんと出してたからこそ、今回でも副部隊長っていうのは、班長と部隊長よりも下、班長にはきちんと地方交付税の交付に関する記載があるから、そこと合わせたっていうことでしょう。私はここの辺りまでは説明責任として大丈夫だと思います。20 年ぶりの改正でね、それじゃあ以前の消防団長っていうのは、悪い言い方したら、もらいすぎてたのかっていうことになるでしょ。私はね、自治体の裁量があつていいと思うんです。だって、副部隊長は現実的に長門市の裁量で、長門市消防団の今までの経緯の中で、これはやはり今回からそれじゃあ抹消するっていうことはできないという判断をされて、条例出されてきてると思うんです。そうすればね、結局、消防団長とか消防団っていうのは非常勤の公務員なのかな。だから、20 年

ぶりの改正の時にね、ほかの役職の方はきちんと、いくらかでも上がってる。消防団長にね、相談されたって言って、言われるけど、それはね、そう言わざるを得ないですよ。消防団長になる方から言わせれば。私はぜひこれはね、地方自治体の裁量で、きちんとそこら辺りを見てあげてほしいと思うし、確かに地方交付税っていうのが根幹にあつての説明責任上においてはこれが正しいっていうのはあるかもしれない。だけど、私としたら非常に消防団員だから言いにくいけど、いや、そこをきちんと、長門市消防署、消防団に対して見るときに、そのくらいの裁量は私はあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、消防長は全くそういうふうに思われてないのか。いや、確かについていう思いがあるのか、ちょっと見解だけ。ちゃんと言われたほうが僕はいいと思うんですよ。

消防長 先ほども団員報酬の話が出ておりますけど、要は 3 万 6,500 円っていうのが基本的な標準額ということで、その標準額が地方交付税の単価、算入額となっているということで、国のほうは、そのほかの階級については市町村で適切な標準額を定めるということで、特段、例えば団長とか、そういった方の交付税の措置額に合わせなさいといったわけではございません。ただ、この度全体の年額報酬を上げる際に、やはり財政面とかそういったものを考慮して、じゃあということで算定額に合わせたといったようないきさつがございます。重村委員のおっしゃられるように、各階級ごとにそれぞれの役割等ございますので、年額報酬については、その辺りも含めて、今後も検討していければなと思っております。また、条例定数につきましては、先ほどもお話がありましたけど、平成 17 年の合併当初は 1,197 人ということで、その後平成 22 年に現在の 1,070 人に定数を減としたといったことがございます。やはり、消防団員の確保については今後も継続して取り組んでいく所存ではありますけど、なかなか、消防団員の確保、入団数より退団者が多いということで、これはもう人口減少、高齢化に伴うものと、致し方ないのかなと思っている状況でありますけど、今回、条例定数減にしましたけど、実員数自体は減ってるわけではございませんので、今後も、消防団員に対しては、処遇改善を含めて確保の対策に努めていきたいと考えております。

重村委員 詳しく定数のところまで喋っていただきましたけど、それでは、副市長にちょっと今一度で、1 回だけ、ぜひ見解をお聞きさせてください。そうやって、今回、条例定数も含めて、その処遇を変える議案が出ています。それで、長門市消防団として、長門市が今の現状を見たときに、地方自治体として裁量を持って手当てをしている、その副部隊長だとかあるわけですよね。その中で私は、消防団長をやっぱり身近で見ているというのもありますけど、365 日 24 時間ですよ、どこの火事場にも極力行く、団長はそうですね。そういう任務をお願いするときに、今簡単に引き受けていただける方はいらっしやらないと思う、はっきり言うと。私でも消防団としての意識はそこそこ持っているつもりだけど、い

やあの任務はさすがにと思います。そんな状況の中で、やっぱり 1 年間、この長門市の消防団を束ねて、統率して引っ張っていかうという方に対して、僕は今回、あまりにも長門市の裁量がなさすぎて、非常に何か残念だなと思うんですよ。確かに、地方自治体というのは裏付けがきちんとあって、説明責任もあるというのは、十分わかります。だけど、裁量をしているところがあるんだから、その裁量を持って、団長だけが下がるということを 20 年ぶりの改定で、よく僕はそうできるなと思うところがあるんですよ。副市長の見解として、確認しておきたいというふうに思います。

副市長 私のほうからお答え申し上げます。昨日、予算決算委員会のほうでご承認いただいたところではあるんですけども、今回、私は、予算査定をする側の人間として、この度のいわゆる報酬の引き上げについては、国のほうからも基準額に合わせるようにという指導もある中で、そして皆様ご案内のとおり、県内でも非常に低いと言いますか、他の市はほとんど合わせているんですけども、私ども長門市は報道にありましたように、低いということで、これは急いで基準額に引き上げようということで査定をさせていただいたわけです。その元となるのはあくまでも普通交付税の算定単価ということで引き上げをいたしました。ただ、おっしゃるとおり、私自身も査定場で、団長は大丈夫なのだろうかと、減額になるのは、これは大丈夫なのかということで、市長ともどもこれについてはどうだろうかとということで審議をさせていただきました。ただ、普通交付税単価がそのようになっているという事実を見ますと、私どもとしてはこのナショナル・ミニマムの数字に合わせざるを得ないということで、最終的には団長だけ減額という形になったわけでございます。しかし、先ほど定数の話がございましたけれども、普通交付税上は 381 名と、先ほど担当が申し上げたとおり、それだけしか実は算入されておりません。しかし、この長門市消防団というのは、合併以来、当時の 1 市 3 町の団員数の合計をもって、この条例定数が定められてきた経緯がございます。一回は定数引き下げもありましたけれども。ということは 381 名を超える 689 名の団員は確実に確保していくんだという思いで、交付税の算入額を超える一般財源を投入してきた、そういうつもりでございます。あくまでも消防力を維持しなければならないと。これだけの団員を抱えているのは、県内他市にはございません。そして、現実、私も日々見ておりますけれども、ほとんど消防団が消防署とともに火災の現場に行って消火活動に当たっておられる。非常に敬意と謝意を表しているところでございます。そうした中で、今団長のお話がありましたけれども、ここはやっぱり地方公共団体、長門市独自で考えてもいいんじゃないかということはおっしゃるとおりでございます。この点は、先ほど総務課長も申しましたように、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

田村委員長 今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

西村委員 動議を発議いたします。議案第 9 号に対し附帯決議案を提出したいので、暫時休憩をお願いいたします。

田村委員長 ただ今、西村委員から附帯決議案提出のため休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。

— 休憩 9 : 57 —

— 再開 9 : 58 —

田村委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。お手元に配付のとおり、西村委員から議案第 9 号に対し附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。

西村委員 それでは、先ほど可決となった議案第 9 号「長門市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、附帯決議案を提出させていただきます。附帯決議案を読み上げることにより、趣旨説明に代えさせていただきます。議案第 9 号「長門市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議。消防団は、火災や台風・豪雨等あらゆる災害から住民の生命及び財産を守る地域防災の要であるが、全国各地で災害が多発化・激甚化する一方で、消防団員数は著しく減少している。本市の消防団員数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で 927 人であり、消防団員定数を 1,070 人と定めた平成 22 年度以降、現在まで定数に達することはなく、減少を続けていることから、消防団の充実強化に向け、被用者、女性、学生を含む幅広い住民の加入促進が必要である。本条例改正案は、現在の消防団員数に即した条例定数に改めること及び団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、団員の処遇改善により、将来にわたる団員の確保と地域防災力の維持を図ることを目的としている。報酬等の処遇改善は、団員の士気向上や家族等の消防団活動への理解を得るために不可欠であることから、令和 3 年 4 月 13 日付「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知に沿った年額報酬及び出動報酬の国の基準に定める標準額への引き上げは重要である。このことから、条例改正案における消防団員の年額報酬及び出動報酬の引き上げについては評価するものであるが、一方で、報酬が減額或いは職務の違う役職において報酬額が同一となる

改正も一部で見られた。よって、地域防災力の中核として重要な役割を果たす消防団の処遇改善については、市長の政治理念に沿った「市民のいのちと生活を守る」観点から、以下の点について早期の検討を求めるものである。

１．消防団の事務を統括し、部下団員を指揮監督する消防団長の年額報酬について、活動の実態に応じた適切な報酬となるよう検討すること。

２．副部隊長及び班長の報酬について、職務の差が報酬に反映されるよう検討すること。

以上、委員の皆様におかれましては、趣旨にご賛同くださるようお願い申し上げます。

田村委員長 以上で趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第９号に対し本附帯決議を付すことに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第９号に本附帯決議を付すことに決定しました。ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10：03 —

— 再開 10：04 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第４号「長門市ＹＹふれあいセンター条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

油谷支所長 おはようございます。議案第４号につきましては、補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 この第４条なんですけど、「センターは、次の各号に掲げる事業を行う」、センターの設置目的を達成するために必要と見られる事業っていうのをちょっとお尋ねいたします。

油谷支所主幹 ご質問のセンターの設置目的を達成するために必要と認められる事業ですが、具体的にはこれから協議していく形になるかと思うんですけれども、このセンター自体が交流目的ということでございますので、関係課と協議しながら、このセンターならではの事業を展開していきたいと考えております。

田中委員 油谷は、まちづくり協議会が立ち上げられて間もないと思うんですけれども、ここの関係性というか、ここはその事業に関わって入っていくのか

というか、YY ふれあいセンターに対して、まちづくり協議会ってというのはどういうふうになっていきますか。

油谷支所長 YY ふれあいセンターのほうには、地元の協議会さんが入る予定になっておりますので、協議会さんのほうが自主的な活動ということで施設のほうを利用していただきたいというふうに考えております。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第4号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第5号「長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

油谷支所長 議案第5号につきましては、補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:07 —

— 再開 10:08 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第12号「長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 議案第12号につきましては、別添の議案参考資料10ページから11ページに、その内容等をお示ししておりますけれども、指定の期間につきましては、文化施設を一括して指定管理するということを検討しているため、令和7年度1年間としており、さらに補正予算書は6ページの第3表「債務負担行為補正」において、追加の限度額を設定しておるところです。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 このラポールゆやを指定管理として長門市文化振興財団のほうに指定管理を出すということなんですけど、これ、今までもいろんなところに、文化振興財団のほうに指定管理する時には、民間の力をというところで頼まれてたと思うんですけども、今回どのような形で指定管理っていうところになったんでしょうか。まずはそこを。

スポーツ文化交流課長 おはようございます。この度の指定管理の方向性ということにはなりますけれども、早川委員が言われるように、行政による直営から民間事業者に管理委託を任せることで柔軟な対応とか文化により特化した事業展開ができるということから、指定管理の方向性を出したということになっております。

早川委員 では、ラポールゆやに対してはどのような、特にこういうことっていうところは希望っていうか、あったんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 ラポールゆやの事業につきましては、油谷地域文化事業育成実行委員会のほうでこれまで様々な自主事業ということで展開をさせていただいております。この指定管理を選定するにあたり、代表者の方とお話をする中で、これまで自分たちが築き上げてきたもの、ここについては大切にさせていただきたいというところの思いを十分に受け止めながら、ラポールゆやという文化施設、これは地域に根差した地域文化の育成をさせていただきたいというところから、そういった方向性については大切にしていきたいというところでお願いをしております。

早川委員 もし今言われたことが今度、指定管理に出す文化振興財団のほうで、例えば叶わなかった、これ違うなという事柄が起きた場合は、どなたがそういう対処っていうのをされるんでしょうか。判断とか対処をされるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 まず事業報告等は、当課のほうに来ますので、そういった中で、事業計画、事業報告、この中で誤差が出るようであれば、話し合いというか、打ち合わせをしながら、目的に沿った事業運営、事業展開ができるような話し合いはしていきたいというふうに思っております。

早川委員 今、誤差が出るようであればっていうことがあったので、やっぱり比べられる基準となる数値は市のほうは持ってるっていうことで理解してよろしいですか。

スポーツ文化交流課長 具体的な個別の事業の数値っていうのはありませんけれども、この度の指定管理の申請をするにあたり、ラポールゆやの KPI と言いますか、来場者 1 万人を目指していきたいというふうな思いはお聞きしているところではありますので、そういったところが 1 つの基準になるかなというふうには思っております。

重村委員 それじゃあ、何点か。9 月定例会で条例改正をして、指定管理者制度

に向けて、指定管理者が新年度から入るというところに粛々と向かって動かれたと思いますけど、募集と選定経過についてお尋ねします。説明資料の（３）のところに、９月議会が終わってすぐ募集公告を打たれてということですのでずっと流れてます。最後の１１月５日に行われた、この選定委員会。事業計画の説明、文化振興財団のほうから、こういう方向でやっていきますというヒアリングを公開されてますけど、このヒアリングを受けた事業者は振興財団１者なのか、それともちゃんと他があったのか、確認をしたいと思います。

スポーツ文化交流課長 応募されたのは１者だけということになっております。

重村委員 当然、執行部側からすると、指定管理者を選定する、そのヒアリングの会場には、執行部側が、どの業者を選ぼうか。今回は１者ですから、応募された業者が適正なのかどうなのかという判断をする場所です。その場所には、大変失礼な言い方だけど、副市長っていうのは、極端に言うと、聞く側にも説明する側にも回れる状況であったと思いますけど、このヒアリング会場には副市長っていうのは出席されてたのか、どちらか側でいらっしやったのか、全くいらっしやらなかったのか、確認をしたいと思います。

スポーツ文化交流課長 選定委員会の中におきまして、副市長は関係者になりますので、除斥ということで、審査会の中には入っておりません。

重村委員 それじゃあ執行側のほうとしては、関係者ということで除斥と。それじゃあ文化振興財団側からすると理事長ですよ。会の理事長。当然、事務をされる方が他に来られてるかもしれないけど、ひょっとしたら理事長の見解を尋ねたいという場面だって私はあっておかしくないのではないかなと思うんですけど、振興財団側として出席があったのかなかったのか。

スポーツ文化交流課長 振興財団からの出席もございませんでした。

田中委員 いくつかお尋ねします。指定管理者に出すかどうかっていう審査の時にちょっと伺ったんですが、今回、文化振興財団さんに決まったということで、職員体制について地元の報道紙に書かれていたことで、議決があつて議会からの承認があつた後に職員を公募するというか、そういう形で書いてあつたと思うんですけども、今、どこも人材不足ということもあるんですが、その辺っていうのは大丈夫なんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 指定管理に向けた職員の体制構築っていうのは、財団のほうでしていただくということになろうとは思いますが、提案のとおり、当面は４名体制で行きたいというふうな提案をいただいておりますので、そこに向けて協力できる部分があれば協力していきたいというふうに思っております。

田中委員 前回の委員会の時に、今現在、市の職員、会計年度任用職員さんはご希望を聞いて異動されるとか、そういう対処をするっていうことであつたんで

すけれども、その辺りってというのは、もうヒアリングされてるというか、どういう対応を考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

スポーツ文化交流課長 長門市の立場での会計年度任用職員ということになりますと、会計年度任用職員さん、有期雇用という形の中で、1年単位での契約更新みたいな形で勤務していただいております。この度ラポールゆやが指定管理になるということで、ラポールゆやに勤務する会計年度任用職員さんは職場としてはなくなるということにはなると思います。来年4月以降の指定管理に向けて、財団さんのほうで、そういった部分も含めて職員確保というところでの動きがあるのだろうというふうには思いますけど、その部分について報告は受けておりませんので、ちょっと財団さんの動きってというのはわからないというところにはなっております。ラポールゆやの会計年度任用職員さんとしての職場がなくなりますので、配置転換等希望される場合は、それも考えていかなくてはいけなかなというふうに思いますけど、何分、全体的な会計年度任用職員さんの長門市全体としての職のあり方っていうのが、当課ではわかりかねますので、お答えはできないかなというふうに思います。

田中委員 やはり先ほども言われましたように、文化振興財団さんがより柔軟な対応で、指定管理に出すことで文化により特化できる、そういうふうになっていただきたいということと、自主事業を展開されていることをちゃんと今までどおり踏襲されて、来場者1万人を目指すというところを先ほど答弁されましたけれども、この財団さんに関しましては、もうすでに指定管理に出しているルネッサながと等あります。その事業報告であったり事業計画っていうのを私たちは見せていただいているんですけども、ルネッサながとに関しましては、はっきり申し上げてコロナ禍の影響があるとはいえ、例えばお客様の数とかそれから企画内容っていうのが、本当に頑張っではいらっしゃるのかもしれませんが目標値には達していないというのが毎年あると思います。またこれ、ラポールゆやをここの財団さんが引き受けた時に、果たして執行部として大丈夫であるというふうに思われたんだと思うんですけども、私としてはちょっと不安ではあるんですけども、その辺りっていうのを見解を伺いたいんですけども。

観光スポーツ文化部長 私ども本来なら、やっぱりラポールゆやができた段階から油谷に文化を高めるということで、皆さんそういう意識の中で施設を育てられたと思います。その中であれば、ちゃんと組織ができる体制があるのならば、あの人たちがラポールゆやに関わって、ミュージカルとかやってとか、そういうふうになるかと思いますが、現在、それを少しお触れになりましたけど、人がいないという状況の中で、やはり文化を少しでも継承を維持していくためには、今までの知見を持ってらっしゃる文化振興財団にお願いするというのは、今の

中では、市としては、やはり指定管理の協議の中でもベストではないかというふうに思っております。衰退するという言葉はおかしいかもしれませんが、ここを維持するのはなかなか難しく、ここをやっぱりやっていると、ますます後退すると、長門の文化っていうのは下がっていくと思うんですよ、レベル的に。そのためには、やっぱり文化振興財団にも、副市長さんが隣におって私が言うのも何なんですけど、成長して育っていただく、片方では文化の振興をやっていただくというところでは、私どもとしては、財団が今、指定管理としては1番ふさわしいんじゃないかなというふうに思っております。

田中委員 考えとして、一部ではこの文化を守る。ルネッサながとに関しましては、日本伝統芸能っていうのを守って、やっていかなきゃいけないっていうことは1つあるので、収益を上げることが目的ではないんだという考え方があると思うんですけれども、私は、文化を守るっていうことに関しましては、収益も必要だと。お客様が来ていただいて喜んでいただけるってことは、それすなわち数字につながっていくっていう考え方を私はしているんですね。そうやって施設を守っていく。やはり伝統芸能を守るためにもお金が必要だし、施設を守るためにもお金が必要だし、だから収益が上がる事業も企画をしていくっていうことが大切だと、守るために思っているんですけれども、市としては、この文化事業に関して、今まで行政でやってきた。で、今回民間に行くっていうことに関して、収益を上げていただきたいという思いがあるのか、やっぱり文化でその収益が上がっていくっていうことに対してはどういうお考えなのかをちょっとお尋ねいたします。

観光スポーツ文化部長 なかなか私のほうから政策的なところの中心をお話するのは、とは思っているんですけれども、だからこそ文化振興財団に、要は指定管理としてお預けするという、事業を含めてっていうのが、やっぱり財団全体の収益の中で、例えばですよ。例えば維持管理を抑えることによって、事業のほうに傾注するとか、民間ならではのやり方っていうのが色々あると思うんですよ。だから、行政ではないっていうところは、そこにやっぱりポイントがあって、そこは財団ならではのやっぱり手法と知見と、今までなんと言ってもなんて言いますかね、合併前の長門からずっとあるもんですから、そこには蓄積されたものが何かあると思うんですよ。何かってご無礼ですけど、そこをどう生かしていくっていうのは、どんどん新しい血を入れながらも、やっぱりそこは、さっき言った、育っていくほうと、新しいやり方を混ぜていくほうとを合わせて、そこは市の税金をやっぱり興行として使うほうですから、ここは興行でやってほしいんだよっていうことをお互いに話し合いながら、民間と、そこがやっぱりいいやり方だと思っておりますので、部の長としては思っておるところです。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議

案第 12 号の全般にわたり、質疑はありませんか。

田中委員 副市長にお尋ねいたします。やはり、今、部長のお答えがありましたけれども、同じような問いなんですけれども、この文化振興財団に対して、私はやっぱり収益を上げていただきたい。指定管理ですから、市からお金を出して支援していくのはあるんですけれども、先ほど申しましたように、長門市の文化を維持していく、もっと盛り上げていくために、市として収益っていうことに関してどういうお考えなのかをお尋ねいたします。

副市長 先ほど部長が申し上げたように、文化の灯を絶やさないという目的でこの文化振興財団が運営、維持されているわけですが、例えばルネッサながとを取り上げてみれば、あれは県立文化ホールでございますから、県と市から合わせて年間 1 億 2,000 万円という高額の指定管理料をお支払いしているところです。ということは、この 1 億 2,000 万円をもって、このルネッサながとで伝統芸能とか文化事業を展開してほしいということで、当然、収益が上れば、その 1 億 2,000 万円の何がしか返していただく。納付金制度というのがございますので、それは返していただきますけれども、例えば今回のように、電気代が上がったり、そしてコロナということになれば、最終的に 3 月補正で、昨年度も赤字補填的な経費を市から投入いたしました。というように、収益に関しては、当然これは努力していただきたい。そこは、指定管理をお願いするにあたって、当然団からもそれぞれの収益を上げていただき、足りない分が 1 億 2,000 万円という形で出てまいりますので、それがいくらかでも市に戻ってくるように運営していただきたいというのはもちろん山々ではございますけれども、文化そのものに関しては、やはり先ほど申し上げたような大きな数字が必要となります。今回のラポールゆやに関しても、1 万人を目指すということで、公募に応じたわけでございます。この 1 万人と言っても、そのラポールゆやは年間通じて今 10 ぐらいの企画しかないんですけれども、これを 1 つでも増やして、そして収益性を高めていただき、今回 4,000 万円の指定管理料になってますけれども、これが少しでも市に戻ってくるように、収益を上げてもらいたい。この気持ちに変わりはありません。ということで、文化の灯を絶やさないことに関しては、一定程度のお金、指定管理料というものが必要だということはご理解を賜りたいと存じます。

田中委員 もう 1 点です。先ほど重村委員からもお話がございました、副市長のお立場から、今回は選定委員会側にもそれから文化振興財団側にも出席されなかったと。理事長としての発言もされなかった、してないわけですよ。選定委員会で質疑をしようと思ってもできないわけなんですけれども、私、これ問題があると思うんですが、副市長のそこのお考えをお尋ねしたいと思います。

副市長 財団の理事長の立場のお話も少しさせていただきますけれども、今回

の選定委員会の出席にあたりましては、当然、私が選定委員会の会長でもございますから、除斥は当然でございます。これはいわゆる受け手として、市側としては当然出席してはならないということで除斥いたしました。しかし、おっしゃるとおり、財団側の立場で私が出るということはもちろんあり得ますけれども、やはりそうは言いながら、同じ身分、同じ大谷でございますから、そこに出席している選定委員会のメンバー、全員部長でございますけれども、部長のほうをそれを気にするといいますか、遠慮するとか、そういうことのないように私は出なかったつもりです。ただ、内容に関しては、当時出席したのは専務理事と事務局長でございます。この２人とは、この公募に応じる前から詳細にわたり、レクチャーを受け、そして私からも意見を申し上げ、そしてこういう形で応募しなさいといって送り出したわけでございますので、特に私が出てどうのこうのということは必要なかったのではないかと。そして、相手の選定委員に遠慮させることがないように、という一定の配慮はしたつもりでございます。

田中委員 それ自体が、相手に配慮して、欠席をするということ自体が私は異常だと思っておりますけれども。だって、長年やってきたこのラポールゆやの事業を民間に託すという、ものすごく大事な選定委員会、このタイミングだと思っておりますね。もちろん予算も、市民の税金が動いていくことも、もちろん市が運営していてもそうなんですけれども、でも、将来にわたって、大事な時だと思っておりますけれども、ここに、そういう配慮をしながら、出席、どちらの立場でもされないって、私はちょっとシステムとしておかしいと思っておりますけれども、そこについての見解を最後に伺いたいと思います。

副市長 繰り返しの答弁になりますけれども、私自身、3足のわらじを履いているわけではございますが、それぞれの立場で、そのトップとしてのリーダーシップと言いますか、この財団にしても合同会社にしても、その方向性については、日々、職員と会話を交わしております。今回の公募にあたっても、こういうふうに聞かれたらこうしなさいとか、詳細にわたり専務理事、事務局長と詰めて応じたわけでございます。私自身、立場を理解して臨んでおるつもりですし、私の代理として専務理事が発言しておりますので、その点についてはご懸念に及ぶところはないというふうに考えております。

田村委員長 今一度、議案第12号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第13号「金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありました

らお願いします。

観光スポーツ文化部長 議案第 13 号につきましては、別添の議案参考資料 12 ページに、その内容等をお示ししておりますけれども、指定期間につきましては、文化施設を一括して指定管理とすることを検討しているため、本施設につきましても、令和 7 年度 1 年間としております。さらに補正予算書は 6 ページの第 3 表「債務負担行為補正」において、追加の限度額を設定しておるところでございます。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 この議案第 13 号、第 14 号っていうのは、同じ内容。館は違うけどね、同じ内容で出されてきた議案だと思います。委員会としては先ほどの号で可決されました。賛同したラポールゆやも含めて 5 館ということで、ここで 1 年の指定管理にして、早い話、指定期間を揃えようということであろうと思いますけど、文化振興財団にこれで 5 館、一緒に指定管理者としてやってもらうっていうメリットはわかります。ここにも書いてあるから。人事の交流とかも図られるでしょう。デメリットというのを行政サイドとして持たれてないのか。私はね、デメリットを考えた時に何点か浮かびますよ。デメリットはないのか、ご見解を確認しておきたいと思います。

スポーツ文化交流課長 重村委員が言われるように、指定管理期間を合わせながら、全ての文化施設を指定管理に出していこうというふうに計画としては持っております。条例がそれぞれ違いますので、それぞれの指定管理を公募として出していかなければいけない分にはなります。その中で、1 つでも違うところが取られるとか、市としてはそういった人事交流も図られ、一体的な管理ができるっていう思いはありますけども、いざ公募してみたら違うところが公募で指定管理を受けるということになると、そこの目的っていうのはちょっとずれるかなというふうには思っております。デメリットとしては、今自分が思っているのはそこかなというふうに思ってます。

重村委員 私ね、この議案を見た時に、今課長が言われた部分もあります。これ、次の指定管理ありきですよ、この表現からすると。私はそういうふうを受け取る。当然、ラポールゆやも含めて、この 1 年、次の来年が終わったら、指定管理期間の足並みが揃う。そしたらそこには長門市文化振興財団がお受けする方向。私ね、いいのかなって思っちゃう。そういうことありきで準備をもうしていく。だから、確かにね、現実を見た時には文化振興財団しか受ける受け皿となる団体は今のところないでしょう。ですけど、今度ね、それをやっちゃうと、5 館全体を受けられる団体というか、体力を持ち、雇用をしてる職員がそれに耐えうるだけの能力を持った団体しか受けられなくなりますよ。だから私は、本当に指定管理者制

度、民間の力をそこにね、管理していく上で使うんだ、より良い管理運用をしてもらうんだ、それで地域性豊かな部分を出したいっていうことを考えたらね、この 5 館を運営する力がまずないと無理だっていうことになる。それで、そもそもこの文章を読んだ時に、1 年後はまた長門市文化振興財団にね、お任せするから足並みを揃えるんですよっていうふうに私は聞こえるんです。それは果たして、いいのって僕は思うんですけど、これ、見解だけ確認をします。

観光スポーツ文化部長 現実的には、その 5 館を受ける受け皿としてはやっぱり文化振興財団しかないと思われるのは、これはもう確かなことだと思います。ただ、部としては、そうであっても、私は企画政策課長の時に金子みすゞも香月も担当課として、直接持っていた担当課としては、いや、その地元で盛り上がって、やっぱり私どもが指定をされたいという人が出た場合には、ばらしても私は問題ないと思っていて、そこはやっぱり先ほど申し上げたとおり、私は今回、ラポールゆやにしても地元の文化を高める会の方がやりたいという方もいらっしゃいました。ただ、できないと私におっしゃいました。なぜかという、やっぱり人がいないから。今まで育ててきたミュージカルとかもあるんだけど、やりたいんだけどできないということをおっしゃいました。ただ、それはひょっとしたら、時代が変われば、またそういうふうになってくるかもしれないという思いがあります。でも、話を元に戻すと、今の段階ではやっぱり文化振興財団がやってもらうことが、どうしても前提になってしまうということは、これは間違いない事実でございます。

重村委員 先ほどの議案の時もね、結局ラポールゆやもなぜ 1 年かっていうと、それは初期の、初めての指定管理の施設だからでもあるだろうし、1 つは足並みを揃えるっていうことでしょ。説明の中にもある。それで今後は一体的にというような表現もありましたよ。だから私は振興財団さん、一生懸命やっていただいてると思いますよ。今それだけの体力があって、運営に携われる団体って言ったら、確かに振興財団しかないだろうなっていう私も認識でいます。だけど、この未来のことをくくりつけていくようなことは、僕はね、決してよろしくない。だから、今回の説明書を見た瞬間にね、いや、これはもう来年 1 年後のこの時期の指定管理者の指定を文化振興財団にお願いするっていうこと大前提でこれ書いてるのかなって、もう直感的に私はそういうふうに受け取るわけ。だから、その未来っていうのはね、ひょっとしたら、油谷も新しい支所ができて、市民が活動するところもできるわけでしょ。そしたら、いや、ラポールゆやだけは地元でね、こどもミュージカルもあるからっていうことだって起こりうるかもしれない。その時に、5 館一緒に、指定管理の、極端に言うと公募的に言ったらね、そういう団体でないと難しいですよってやっちゃうと、できない。応募したくてもできないわけでしょ。だから、そこらあたりを、未来をくくりつけていくっていう、

その内々ね、そうだろうなという議論はあってもいいです。だけど、もうその1年後を決めていくような議案の出し方っていうのは、やっぱり今後も注意すべきだというふうに思います。それともう1点、デメリットとしたら、振興財団さんはきちんとしてるし、そんな問題はないかもしれないけど、他の地方自治体では財団とかで不正が起こってね、極端に言うと、行政から見た時にふさわしくないと、この団体は。そういうことだってあるわけでしょ。そんな時に、5館をくくりつけてどこかにお願いしようって、無理ですよ。だから、そういうデメリット、だから、財団っていうのもあくまでもちゃんとした財団ではあるけど、ほかの自治体ではそういうことも起きてるんだから、そういうデメリットもリスクも考えながらっていうと、私はね、かえって5館一緒じゃないほうがいいって逆に思ってる。はっきり言う。だから、ここでなぜ指定期間を揃えて5館統一していくんだ。それも財団ありきみたいな方向で議案を出してくるのかなっていうのが、非常に不信を覚えます。もう未来まで執行部が握って、決定しちゃうっていうような。そこらあたり少し、議案がこれ悪いとは思いませんけど、やっぱり執行部としたらそこら辺りもきちんと考えての——指定管理者制度っていうのは対等な立場で結ぶわけだから、考えておかないといけないというふうに私は思いますけど、見解だけお尋ねします。

観光スポーツ文化部長 委員おっしゃることは、重々肝に銘じて議案等の提出には気を付けなくちゃいけないと思いますけども、どうしても指定管理の議案と債務負担の議案は、期間を出すことになります。その期間を出すためには、やっぱり1年とか、3年とか5年とか、やっぱり出すことになるので、どうしても、どこに出すかのくくりはないとしても、期間は出さなきゃいけないので、やっぱりこういうふうな出し方でっていうふうになっちゃうので、そこは出し方も注意しますけども、ここは期間として1年出してっていうことを事前に出しとかないと、「いや、3年だったんじゃないの」っていうふうになりますので、そこは、うちとしても今後の検討はあると思っております。

早川委員 今の話の関連なんですけど、今後の指定管理の指定については、各館それぞれで出されるっていう考えでいいんですかね。

スポーツ文化交流課長 早川委員おっしゃるとおりでございます。

田中委員 今の質疑を伺っていて、1つお伺いしたいんですけれども、この金子みすゞ記念館に関して、経緯の1番最後のところなんですけれども「公募によらず指定管理者候補者の選定を行った」とあるんですけれども、公募されなかった。公募は、先ほど言われたように公募されないとほかの方が応募できないと思うんですけれども、その辺っていうのはどういうふうになるんでしょうか。

スポーツ文化交流課長 この度の金子みすゞ記念館の指定管理につきましては、先ほど来あるように1年間というふうな形でさせていただきました。その1年

をするにあたり、公募を広くかけるっていうことになる、応募される方も、計算しにくい部分、1年限りの可能性もあるので、そういったところも鑑みて、この度は1年間とさせていただきました。なおかつ、財団さんのほうも継続の意思があったということから、非公募とさせていただきます。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

観光スポーツ文化部長 1点修正です。副市長の答弁の中で、指定管理者選定委員会、私も出席しておりましたが、副市長が退席をされて、委員長には企画総務部長がなっておりましたので、その状況は、すいません、副市長は中にいらっしやらないので1点訂正がございます。指定管理者選定委員会に出席された方で、副市長の答弁の中で専務理事が出席と発言がありましたけれども、専務理事は出席をしておりません。出席をされているのは事務局長の方と事務員と2名です。（雑談あり）

田村委員長 今一度、議案第13号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第14号「香月泰男美術館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 議案第14号につきましては、別添の議案参考資料13ページに、その内容等をお示ししておりますけれども、指定期間につきましては、文化施設を一括して指定管理とすることを検討しているため、本施設につきましても、令和7年度1年間としております。さらに補正予算書は6ページの第3表「債務負担行為補正」において、追加の限度額を設定しておるところでございます。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は11時からといたします。

— 休憩 10:48 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございせん。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 今回、公募に対して応募があったのは 1 法人だったようなんですが、この湯本に関しては、関わっている団体さんとか事業者さん結構多いと思うんですけども、周知に関して十分に行われたのか、お尋ねいたします。

施設管理班長 9 月 25 日に募集公告をいたしまして、報道機関各社への記者発表を行いまして、また、市のホームページ等におきましても募集要領、仕様書等を掲載することによりまして、広く募集をしたところでございます。

田中委員 では、この応募法人からの納付金の提案っていうのはどのようなものだったのか、お尋ねします。

施設管理班長 今回の候補者の方からの提案におきましては、収入としましては前回より指定管理料が減っていること、また、支出では来訪者の方のマーケティングのための人流調査や地域と連携した事業に関する経費などが必要となるといったことから、令和 7 年度、令和 8 年度、令和 9 年度の 3 か年の収支計画をいただいているところでございますが、具体的な納付提案につきましてはございませんでした。ただ、この収支計画の中の経費を上限としまして、それを超える収益が出た場合につきましては、市に納付いただける方向で話は進んでおります。

田中委員 今ちょっと減額について言われたんですけども、指定管理料なんですけども、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間、これは 300 万円だったんですけども、今回の 3 年間については 90 万円ということで、この減額になった理由っていうのをお尋ねいたします。

施設管理班長 今回、3 年間で 90 万円といったことで募集を出させていただいておりますけれども、この額につきましては、令和 4 年度、令和 5 年度の収支決算書をもとに、年間維持管理にかかる業務量等を勘案しまして、その他固定費用等を踏まえまして決定しております。

田中委員 最後に 1 つ。指定管理者の候補者となったのが長門湯本温泉まち株式会社なんですけれども、これについて、選定委員会があると思うんです。選定委員会の評価のうち、主な意見などがもしありましたらお尋ねいたします。

観光政策課長 今回の候補者につきましては、湯本地区全体のマネジメントを

行うというふうな候補者の観点で言いますと適任というふうに考えています。選定委員会の中では、今回の候補者につきましては特に問題ないというふうに伺っております。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 19 号「令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

観光スポーツ文化部長 特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

—休憩 11 : 05—

—再開 11 : 06—

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 7 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 7 号につきまして、特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 24 号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 24 号についても、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 25 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

企画総務部長 議案第 25 号については、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 26 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

企画総務部長 議案第 26 号につきましても、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

企画総務部長 議案第 27 号については、補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

—休憩 11 : 10—

—再開 11 : 10—

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 8 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 議案第 8 号につきましては、特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務産業常任委員会を散会します。どなたもお疲れさまでした。

—散会 11 : 11—